

## 出版・広報委員会規程

(2016年12月1日日本評価学会理事会決定)

改正

2020年9月25日

2021年3月7日

(目的)

1. 出版・広報委員会は、学会の各種事業（各委員会の活動を含む）の広報を行うとともに、評価研究をとおして得た評価知見の情報発信（出版等）をとおして、学会の発展と社会の評価文化の醸成に寄与することを目的とする。

(出版・広報委員会)

2. 出版・広報委員会は、学会活動にかかる社会又は会員に向けた情報の発信を行う。
3. 出版・広報委員会は、会員7名以内をもって組織する。
4. 出版・広報委員長は年1回以上の会合を招集する。出版・広報委員長は会合へのオンラインによる参加を認めることができる。

(活動方針)

5. 出版・広報委員会は、その目的を達するために以下の4項目の活動を行う。
  - (1) 学会報（ニュースレター）の発行
  - (2) 学会ホームページの整備
  - (3) メーリングリストの管理及び発行
  - (4) 出版事業
6. 出版・広報委員長は、前項の出版事業を行うとき、あらかじめ理事会の承認を受けるものとする。また、当該出版事業の企画及びその執筆者については会員からの公募を原則とする。

(附則)

1. この規定は、2020年10月1日より施行する。
2. 2020年11月に開催される総会までの会の運営は、なお従前の例による。